

報告第 5 号

専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年 6 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

専決第 4 号

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成28年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 三 村 正太郎

処分理由

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）の一部改正に伴い、東日本大震災に係る被災企業の特例期間を延長させるため専決処分するものである。

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例（平成24年おいらせ町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。